

弁理士による相談

知的財産権全般についての相談に無料で応じます。
◇日時：毎週金13時〜16時◇会場：日本弁理士会東北支部(仙台市太陽生命仙台本町ビル5階)※要予約
◎予約先・問い合わせ先：日本弁理士会東北支部 ☎022(215)5477

労働者の健康相談

50人未満の小規模事業所の事業主や労働者を対象に、産業医が健康相談を行います。
◇日時：11月2日(金)20日(木)17日(水)24日(水)13時〜15時◇会場：1 関商工会議所千厩支所 2 関市医師会
◎申込先・問い合わせ先：岩手県一関地域産業保健センター ☎5110 FAX 29955

身体障害者巡回相談(整形外科完全予約制)

◇日時：12月2日(金)10時〜11時受け付け◇会場：サン・アピリティズ一関◇内容：補装具の交付(修理)の要否と適合判定◇その他：適合判定または再交付を希望する人は、最も新しい補装具を装着または持参ください。
◇予約締め切り：受診を希望する人は11月18日(金)までに予約してください。

◎問い合わせ先：本庁社会福祉課障がい福祉係または各支所保健福祉課生活福祉係

お知らせ

市有物品(圧雪車)を売却します

市有物品(圧雪車)を次のとおり一般競争入札により売却します。
◇売り払い物件：圧雪車(平成8年式ボンバルディア社製BR400)【走行時間】5745.6時間
【最低売却価格】30万円消費税込
◇入札日時・会場：11月21日(日)10時〜12時 二関地区合同庁舎2階第一会議室(30分前より受け付け開始)
◇参加資格：市内外、事業所個人を問いません。
◇物件の公開日時・場所：11月12日(土)〜17日(水)9時〜12時、13時〜16時(14日(日)を除く)
◇申し込みの森事前に電話予約が必要。
◇付帯条件：1 落札後直ちに契約し、代金は1週間以内に納付いただきます。
2 代金納付の確認後必要事項を連絡します。
3 物品は現地での現状引渡しとし、移動などにかかる経費は、落札者の負担とします。
4 引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。
※詳しくは11月18日(金)10時(10時)を除く、8時30分〜17時15分までに問い合わせてください。

国有地を売却します

次の国有地(宅地)を一般競争入札で売り払います。
◇物件：1 所在地「山目字寺前73番(面積)宅地610.89平方

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

家を壊した場合は、ご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日に「土地」「家屋」「償却資産」を所有している人に課税されます。
このうち「家屋」を12月31日までに取り壊した場合には、24年度の課税対象にはなりません。
このような場合は、速やかに本庁税務課資産課または各支所市民課税務係の窓口へ届け出てください(電話可)。届き出をいただいた後、職員が取り壊した家屋の現地確認に伺います。
◎連絡先・問い合わせ先：本庁税務課 ☎019(629)6312 または各支所市民課税務係

都市再生整備計画(千厩地区)事後評価案の公表

千厩地区の都市再生整備事業について、まちづくりの目標の達成状況の確認などの事後評価案を、市のホームページに掲載するとともに建設部都市計画課と千厩支所建設課の窓口において公表しています。
事後評価案に対するご意見がありましたら、11月7日(日)までに書面で都市計画課に提出して下さい。なお、事後評価案と寄せられた意見は、市都市再生整備計画評価委員会に報告し、審議されます。
◎問い合わせ先：本庁都市計画課 ☎019(629)6312

オウム真理解特別指名手配者捜査にご協力を!

オウム真理解特別指名手配被疑者の平田信、高橋克也、菊地直ら広く寄付金を募っています。この基金を活用した給付金(月額1万円)または奨学金(月額1〜5万円のほか一時金の申請を11月末日まで受け付けます。
◇申請先：(未就学児童)県南広域振興局保健福祉環境部または保健福祉環境センター(小中学生・高校生・特別支援校生)在籍している学校(大学生・専門学校生など)県教育委員会教育企画室
◎問い合わせ先：(未就学児童)県庁児童家庭課 ☎019(629)5461 (小学生・大学生)県教育委員会教育企画室 ☎019(629)6108

イわたの学び希望基金給付金・奨学金について

県では、東日本大震災津波で親が死亡した、または行方不明となった子供たちの「くらし」と「まなび」を支援するため、「いわたの学び希望基金」を創設し、国内外から

狩猟が解禁されます

狩猟には、個人の趣味だけでなく、農作物被害の防止や野生動物の個体数調整など様々な役割があります。ハンターは関連する法令やマナーを順守し、自身および周辺の安全を図りながら狩猟を行っています。
◇猟期：11月15日(土)〜24年2月15日(土)※二ホンジカのみ2月29日(土)まで
◇猟期には、個人の趣味だけでなく、農作物被害の防止や野生動物の個体数調整など様々な役割があります。ハンターは関連する法令やマナーを順守し、自身および周辺の安全を図りながら狩猟を行っています。
◇猟期には、個人の趣味だけでなく、農作物被害の防止や野生動物の個体数調整など様々な役割があります。ハンターは関連する法令やマナーを順守し、自身および周辺の安全を図りながら狩猟を行っています。

文化センター利用者日程調整会議

文化センター各ホール貸切利用の予約については、利用申込を先着順ではなく、お集りの皆さんによる「利用者日程調整会議」により受け付けます。会議は毎月ではなく、3カ月毎に開催します。
◇日時：11月24日(水)8時30分〜(時間厳守)◇会場：一関文化センター小ホール◇対象年月：平成24年6・7・8月
会場空き日は11月10日以降、

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

家を壊した場合は、ご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日に「土地」「家屋」「償却資産」を所有している人に課税されます。
このうち「家屋」を12月31日までに取り壊した場合には、24年度の課税対象にはなりません。
このような場合は、速やかに本庁税務課資産課または各支所市民課税務係の窓口へ届け出てください(電話可)。届き出をいただいた後、職員が取り壊した家屋の現地確認に伺います。
◎連絡先・問い合わせ先：本庁税務課 ☎019(629)6312 または各支所市民課税務係

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

家を壊した場合は、ご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日に「土地」「家屋」「償却資産」を所有している人に課税されます。
このうち「家屋」を12月31日までに取り壊した場合には、24年度の課税対象にはなりません。
このような場合は、速やかに本庁税務課資産課または各支所市民課税務係の窓口へ届け出てください(電話可)。届き出をいただいた後、職員が取り壊した家屋の現地確認に伺います。
◎連絡先・問い合わせ先：本庁税務課 ☎019(629)6312 または各支所市民課税務係

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

家を壊した場合は、ご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日に「土地」「家屋」「償却資産」を所有している人に課税されます。
このうち「家屋」を12月31日までに取り壊した場合には、24年度の課税対象にはなりません。
このような場合は、速やかに本庁税務課資産課または各支所市民課税務係の窓口へ届け出てください(電話可)。届き出をいただいた後、職員が取り壊した家屋の現地確認に伺います。
◎連絡先・問い合わせ先：本庁税務課 ☎019(629)6312 または各支所市民課税務係

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

家を壊した場合は、ご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日に「土地」「家屋」「償却資産」を所有している人に課税されます。
このうち「家屋」を12月31日までに取り壊した場合には、24年度の課税対象にはなりません。
このような場合は、速やかに本庁税務課資産課または各支所市民課税務係の窓口へ届け出てください(電話可)。届き出をいただいた後、職員が取り壊した家屋の現地確認に伺います。
◎連絡先・問い合わせ先：本庁税務課 ☎019(629)6312 または各支所市民課税務係

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

家を壊した場合は、ご連絡ください

固定資産税は、毎年1月1日に「土地」「家屋」「償却資産」を所有している人に課税されます。
このうち「家屋」を12月31日までに取り壊した場合には、24年度の課税対象にはなりません。
このような場合は、速やかに本庁税務課資産課または各支所市民課税務係の窓口へ届け出てください(電話可)。届き出をいただいた後、職員が取り壊した家屋の現地確認に伺います。
◎連絡先・問い合わせ先：本庁税務課 ☎019(629)6312 または各支所市民課税務係

労働者に加入しましょう

労働者(アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。
「労働保険」は、政府が管理、運営している強制的な保険です。
◎問い合わせ先：岩手労働局総務課 ☎019(629)6312

和婚岩手 本格衣裳挙式プラン 《特別限定期間》¥189,000
Bridal Salon SHICHIFUKUJIN
新郎新婦衣裳+美容着付け+スタジオ写真1ポーズ+挙式料【一式】
※詳しくは、お気軽にお問い合わせください。

身近な生活情報がいっぱい!!読みやすい新聞。それが岩手日日です。購読料(1カ月) 2,243円(税込)
お支払い方法は自動振替をご利用下さい。
岩手日日販売株式会社 ☎0120-22-4317